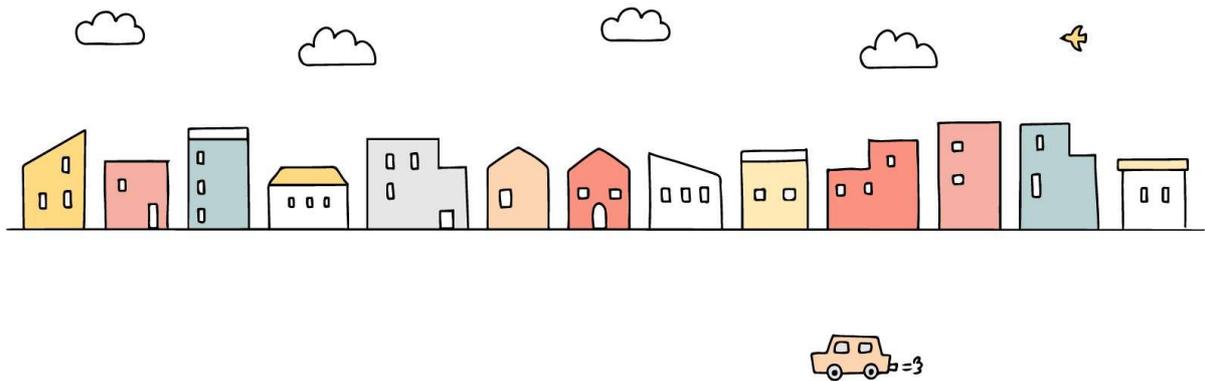


# 令和7年度 各務原市

## 木造住宅耐震診断事業

大地震による倒壊から、生命を守るため、  
あなたも、お家の耐震診断をうけてみませんか？  
耐震診断は、「人間の体に例えれば治療ではなく健康診断」です。  
市は、みなさんの診断を支援します。



### 耐震診断とは……

阪神・淡路大震災において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐力壁の少なさ、または、配置等バランスのわるさが倒壊の要因であるといわれています。

そこで、既存建物の耐震性を改めて確認することが必要となります。「耐震診断」は、建物がもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

このような、一連の作業を行い報告書の作成を「岐阜県木造住宅耐震相談士」が行います。

---

## 1. 制度の内容

---

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、地震発生時における既存建築物の耐震対策を支援するもので、市と委託契約した団体から派遣される県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」が「耐震診断」を実施するものです。また、耐震補強工事費の概算もお知らせします。

---

## 2. 対象となる住宅

---

次の要件を満たす住宅が、助成の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅  
(注) 離れ、空き家は補助の対象外です。
- ② 兼用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ③ 木造軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法で建築されているもの

---

## 3. 耐震診断の費用

---

費用は、無料です。(国、県及び市で全額負担)

---

## 4. 助成を受けられる方及び募集戸数

---

- ① 対象となる住宅の所有者及び所有者が実施できない場合には市長が適当と認める者
- ② 市税を滞納していない方。

**募集戸数(令和7年度)                      80棟(申込順)**

---

## 5. 耐震診断

---

- ① (財)日本建築防災協会若しくは(社)岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」に関する講習を受講し修了証の交付を受けている岐阜県木造住宅耐震相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方向(改訂版)」に基づき実施する耐震診断です。

② 耐震診断には、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供を含みます。

(※注1) 相談士とは、県内の建築士事務所に所属する建築士で、県が主催する「木造住宅耐震相談士養成講習」の受講者を県知事が登録したものです。

---

## 6. 申請手続き

---

### ① 耐震診断申込書の提出

建築指導課に「耐震診断申込書」（様式第1号）を提出してください。

#### 【留意事項】

- ◇ 「申込書」には、「代理取得同意書」、「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットで自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添付してください。
- ◇ 診断を実施する相談士は、市が委託契約した団体から派遣されます。

### ② 耐震診断決定通知書の交付

耐震診断の対象となる住宅であれば、「耐震診断決定通知書」（様式第2号）を交付します。

#### 【留意事項】

- ◇ 決定通知書の交付後に、申込書の内容に変更が生じる場合、都合により中止する場合は必ず、「耐震診断変更・中止届出書」（様式第3号）を建築指導課に提出してください。

### ③ 診断（調査）の実施

相談士が「登録証」を提示し、所有者立ち会いのもと、診断（調査）を行います。

**【留意事項】**

- ◇ 調査日時は、相互の話し合いにより事前に決定してください。
  - (1) 耐震診断申込書の「相談士へのメモ」欄を活用してください。
  - (2) 相談士の問い合わせ電話番号をひかえてください。
- ◇ 相談士自らが診断（調査）を行いますので、本人であることを「登録証」により確認してください。
- ◇ 調査方法等に不明な事項があれば、その場で説明を受けてください。
- ◇ 調査は建物によって、長時間かかる場合があります。
- ◇ 診断は相談士による目視で行います。より確かな診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。とりわけ以下の事項が大切な要因となります。
  - (1) 相談士によるヒアリングへ可能な限り回答されること
  - (2) 建設当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示されること
  - (3) 不安に思う箇所を事前に明らかにされること
  - (4) 床下及び天井裏をのぞく点検口を確保されること

**④報告書の受理**

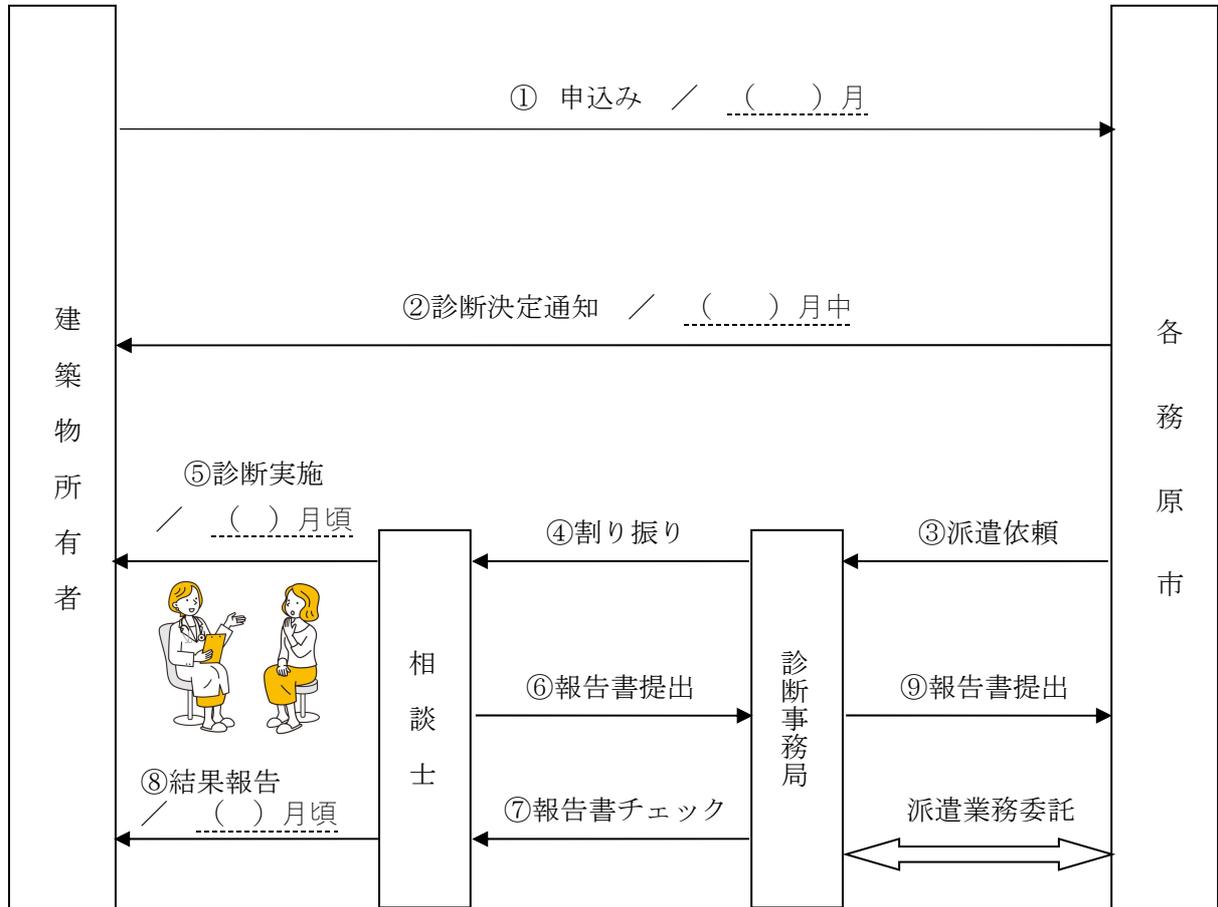
診断終了の数日後に、相談士から「木造住宅耐震診断結果報告書」が提出され、所有者に直接説明がなされます。

**【留意事項】**

- ◇ 診断結果は必ず、相談士本人から説明を受け、不明な事項はその場で説明を受けてください。
- ◇ 結果報告書はとりまとめの関係上日数を要する場合がありますので、ご了承願います。



## 7. 耐震診断の流れ



### 申込先及び問い合わせ先

各務原市都市建設部 建築指導課 審査係

電話 058-383-1111 (代表) 内線 2916

058-383-1482 (直通)

- 耐震診断の結果として、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」などの結果が出た場合、建物が傾いたり、全壊のおそれがありますので、補強（改善）することをおすすめします。